

令和2年3月11日

保護者の皆様へ

旭川市教育委員会
教育長 黒藤 真一

臨時休業に伴う学校給食費の返金などについて（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃から、学校給食に対し、御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月27日から3月25日まで市内小中学校を臨時休業としたことに伴い、学校給食の提供を中止としております。

つきましては、下記のとおり保護者の皆様から納入していただいた学校給食費を返金又は次年度の給食費へ充当する手続を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

なお、返金などの額、返金予定日などの詳細については、改めて学校を通じてお知らせいたします。

これからも、安全・安心でおいしい学校給食を提供してまいりますので、よろしくお願いいたします。

記

1 返金など対象となる期間

2月27日（木）～3月25日（水）

2 返金などの額

1食単価（小学校275円，中学校335円）×上記の期間の給食提供予定日数

3 返金などの方法

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 卒業生 | 金融機関への振込 |
| (2) 在校生 | 原則，次年度の給食費に充当 |
| (3) 転出予定の児童生徒 | 金融機関への振込 |

4 その他

- (1) 返金などの額、返金予定日などの詳細については、別途、学校を通じてお知らせいたします。
- (2) 金融機関への振込先は、御利用されている学校給食費振替口座としますが、万一、市外転出などで口座の解約を予定している保護者の方は下記担当まで御相談ください。
- (3) 御不明な点がございましたら、下記担当までお問合せください。

担当 学校保健課
電話 26-1385